

道路位置指定の手引き

鹿児島市 建築指導課

目 次

1. 建築基準法第42条第1項による道路の定義	1
2. 道路位置指定とは	1
3. 指定の基準	2
4. 申請書類	13

昭和51年8月施行
平成5年4月改訂
平成17年3月改訂
平成28年3月改訂
令和3年4月改訂

1. 建築基準法第42条第1項による道路の定義

都市計画区域内に建築物を建てるためには、道路は不可欠のものです。このため、建築基準法で道路と建築物の敷地について規定を設けています。

即ち、同法43条で建築物の敷地は、道路に2m以上接しなければならないとされ、また、この道路とは、同法第42条第1項で次のとおり規定されています。

- (1) 道路法による道路
- (2) 都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業に関する法律、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による道路
- (3) この章の規定が適用されるに至った際現に存在する道
- (4) 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの
- (5) 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

つまり、以上5種のうち、いずれかのものであることが必要で、このうち(1)から(4)までが一般に言われる公道です。(5)が私道で指定道路と言われるものです。

2. 道路位置指定とは

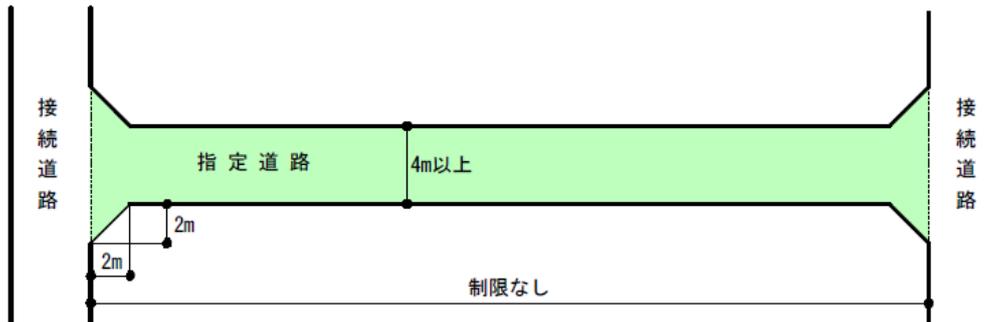
建築基準法による道路の定義で述べたように道路には公道と私道があります。公道の場合は、法によって行政庁が管理しているので支障がありませんが、私道の場合は個人が管理しなければなりません。この場合、所有権があるからといって勝手に築造や廃止をされては、道路としての機能を発揮できません。

したがって、私道を公道に準じた取り扱いとして維持していくために、法的に規制する必要があります。そこで、この道を築造しようとする者は、築造した道を道路として特定行政庁（鹿児島市長）の位置の指定（これは「道路」と認めるという意味）を受けなければなりません。これが道路位置指定です。

3. 指定の基準

建築基準法では施行令第 144 条の 4 で指定道路に対する基準を、次のように定めております。

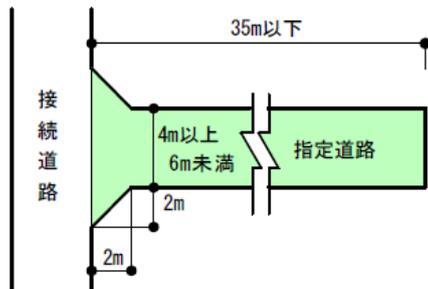
(1) 両端が他の道路に接続したものであること。(第 1 項第 1 号)



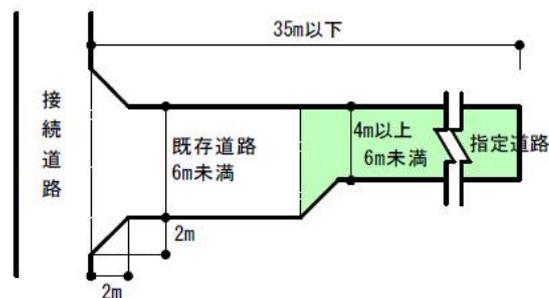
【図 1】

◎ 次の①～⑤の場合は、袋路状道路でもよい(第 1 項第 1 号ただし書き)

① 延長が 35m 以下の場合(第 1 項第 1 号イ)



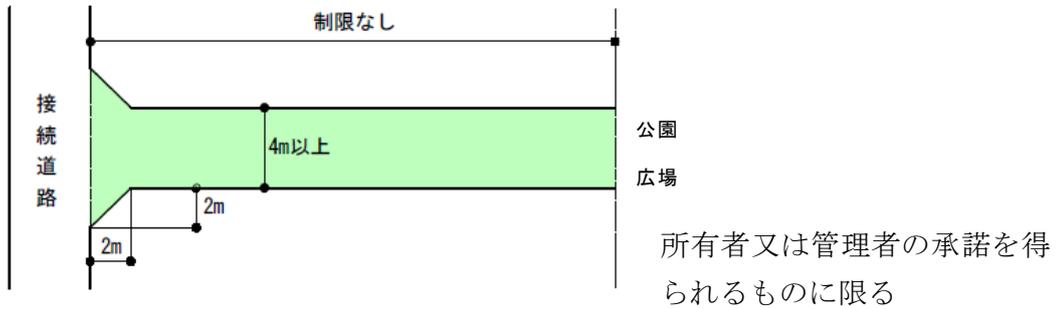
【図 2】



【図 3】

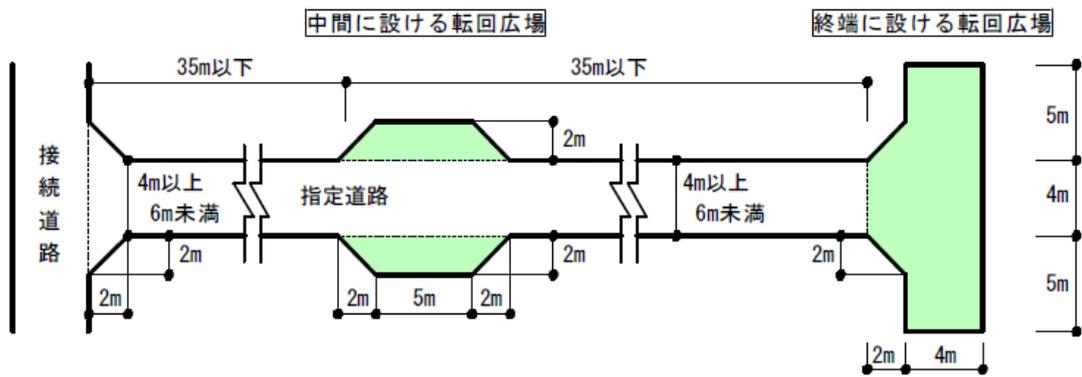
既存の幅員 6m 未満の袋路状道路に接続する場合は、その既存道路部分を含んで接続道路までの延長が 35m 以下であること

② 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合（第1項第1号ロ）

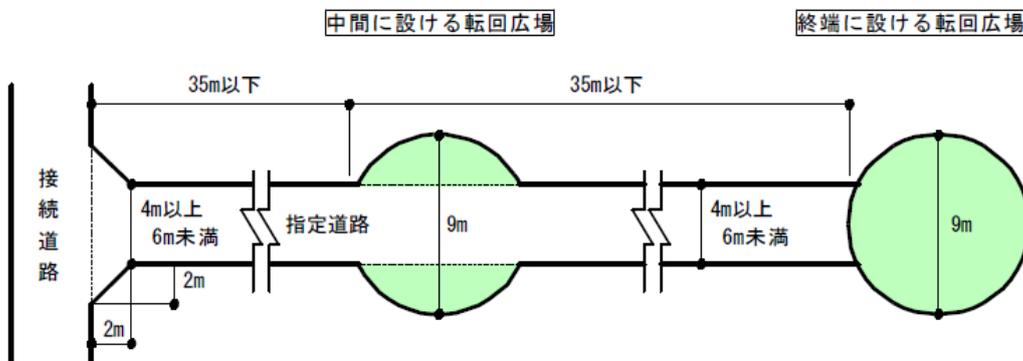


【図4】

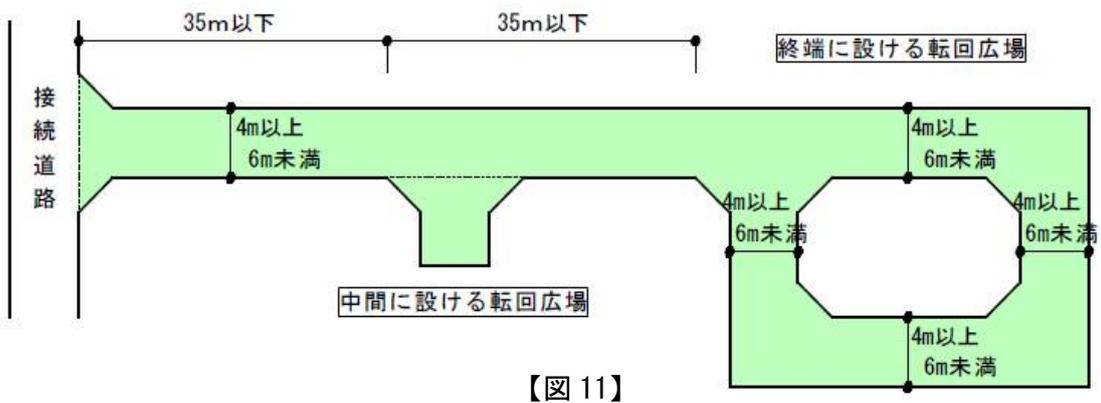
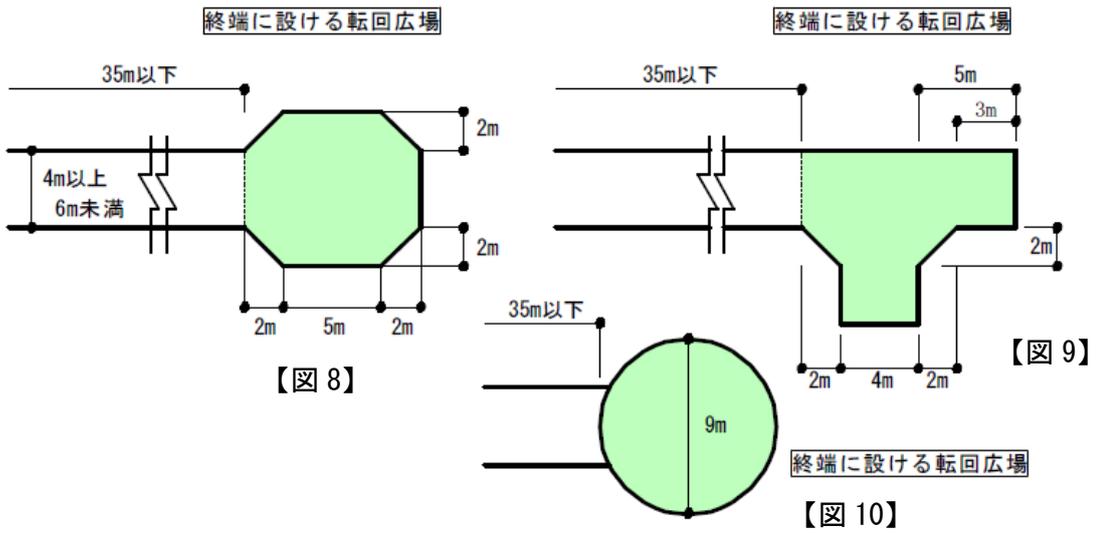
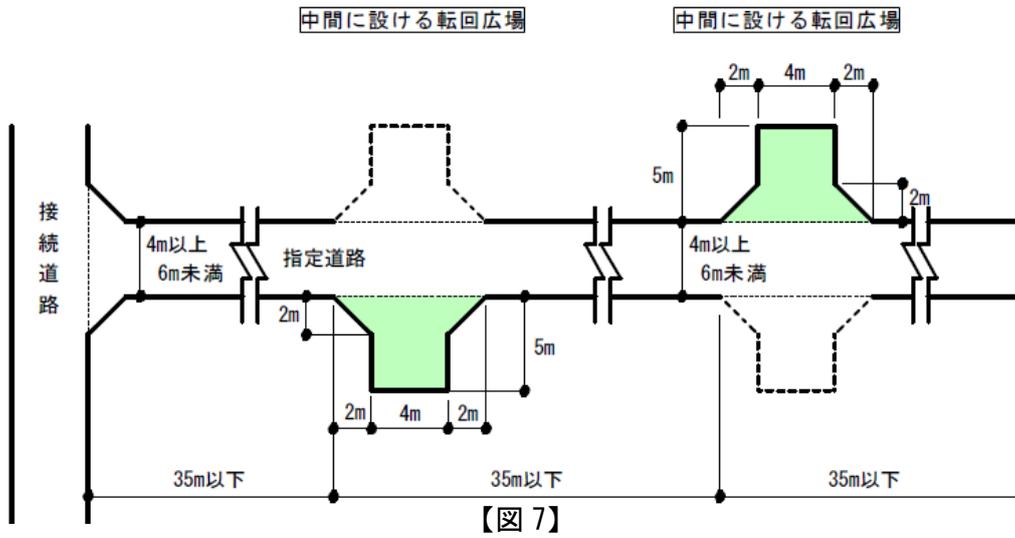
③ 延長が35mを超える場合で、終端および区間35m以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合（第1項第1号ハ）



【図5】



【図6】

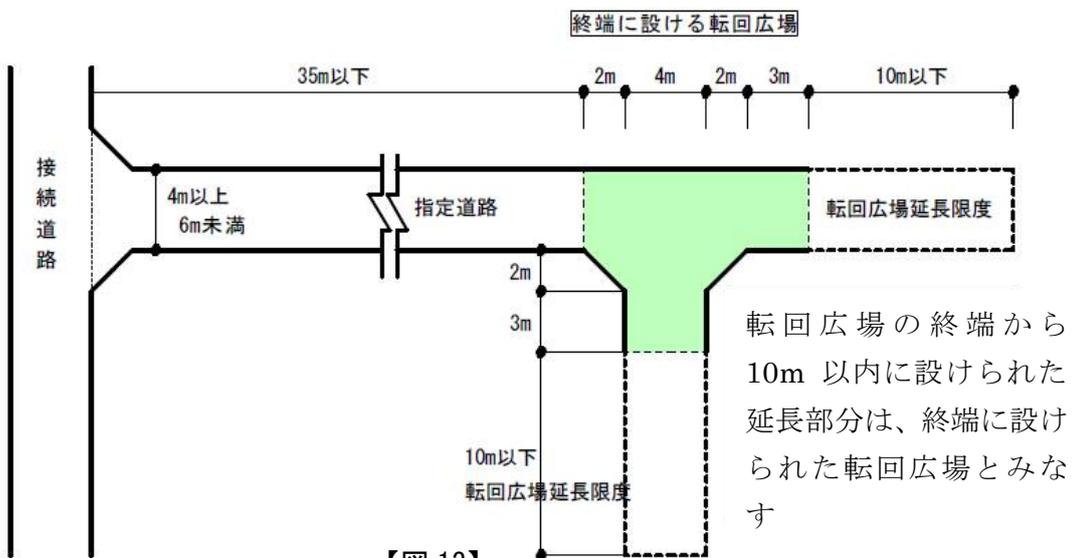


④ 幅員が6m以上の場合（第1項第1号二）



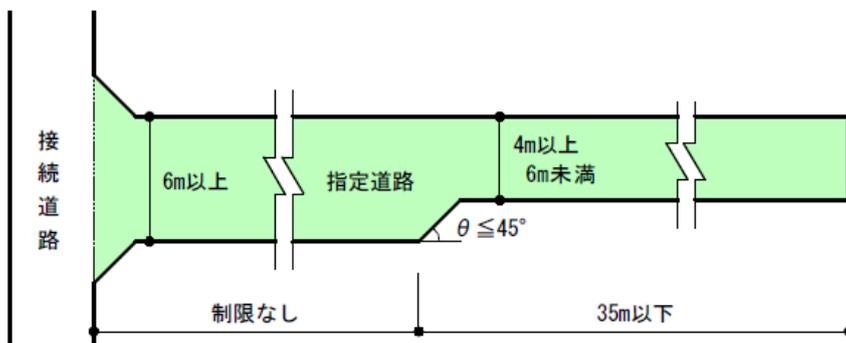
【図 12】

⑤ ①～④に準ずるもので、特定行政庁が周囲の状況により避難上及び通行の安全上支障がないと認めた場合（第1項第1号ホ）

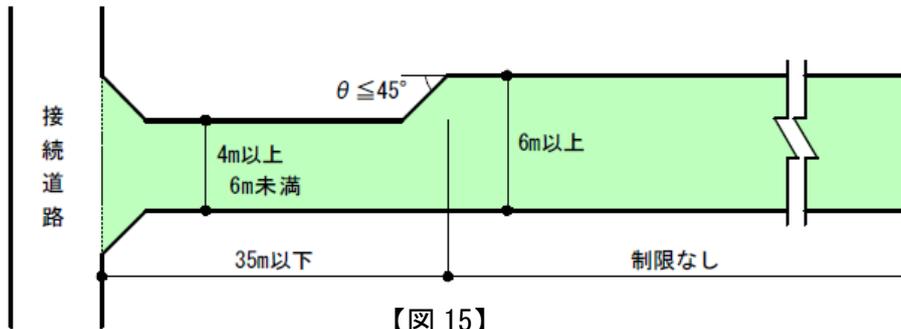


【図 13】

■ 幅員が異なる道に接続する場合

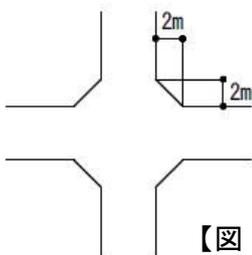


【図 14】

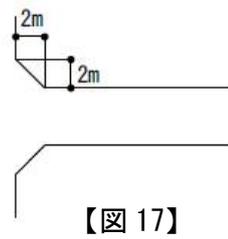


【図 15】

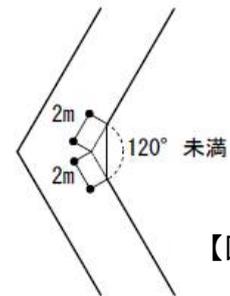
(2) 道が同一平面で交差、接続又は屈曲する箇所で 120 度未満の場合は、角地の隅角をはさむ辺の長さ 2m の二等辺三角形の部分に道を含んだすみ切りを設けたものであること。(第 1 項第 2 号)



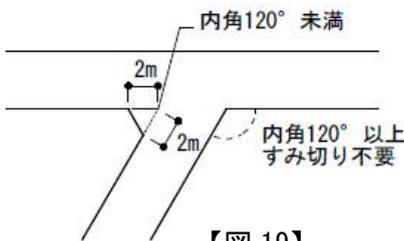
【図 16】



【図 17】



【図 18】

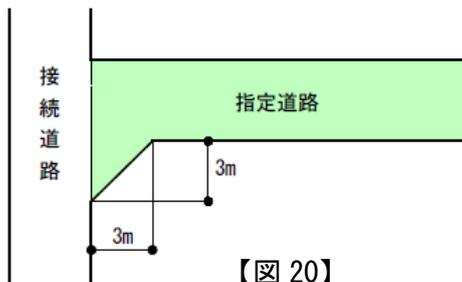


【図 19】

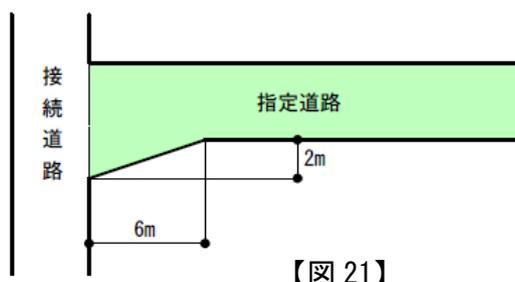
屈曲等により交通の安全上支障が生じる場合の措置は、別途特定行政庁と協議すること

◎ 特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認める次の①～⑤の場合は、角地の隅角をはさむ辺の長さ 2m の二等辺三角形の部分に道を含んだすみ切りとする必要はない。(第 1 項第 2 号ただし書き)

① すみ切りが両側に設置困難で片側だけ設置の場合

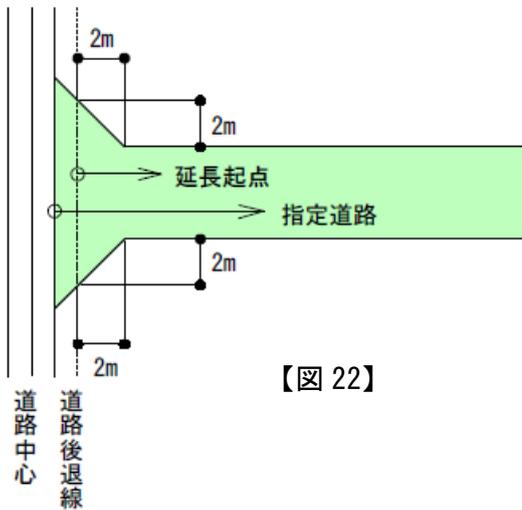


【図 20】



【図 21】

② 接続道路が建築基準法第42条第2項による道路の場合

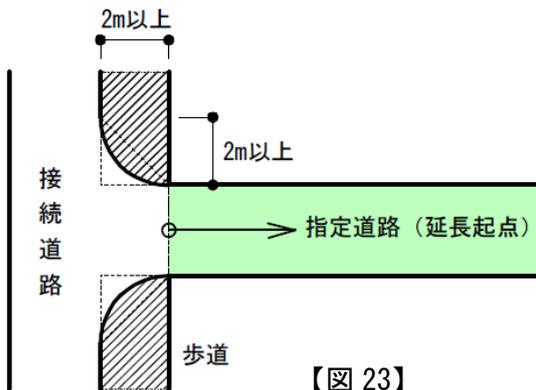


【図 22】

関係機関の境界確定調書等を添付すること

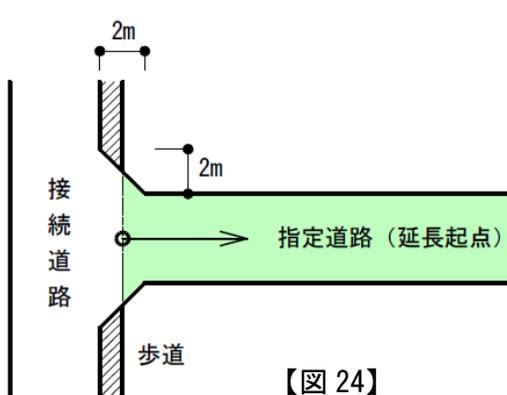
③ 接続道路に歩道がある場合（歩道を含めて2mのすみ切りを行う）

【歩道が2m以上の場合】



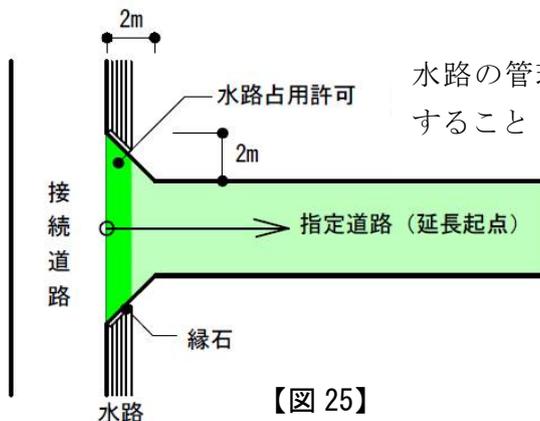
【図 23】

【歩道が2m未満の場合】



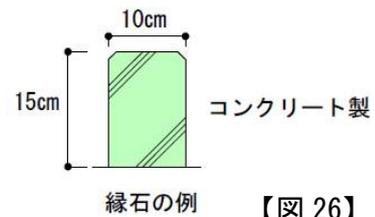
【図 24】

④ 接続道路に水路がある場合



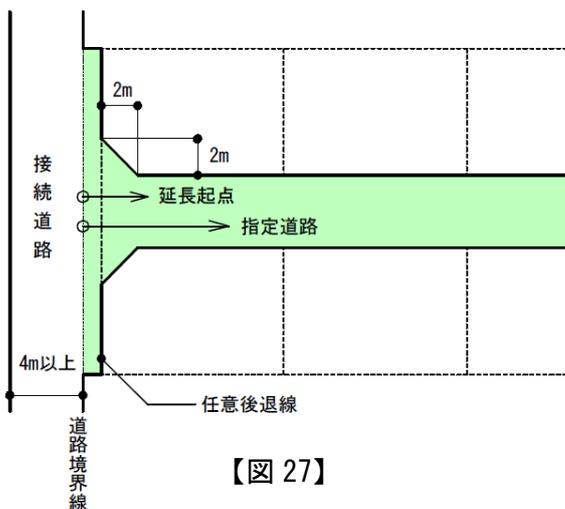
【図 25】

水路の管理者が発行した占用許可書等を添付すること



【図 26】

⑤ 接続道路から任意で後退する場合



【図 27】

(3) 砂利敷きその他ぬかるみとならない構造であること。(第1項第3号)

- 砂利敷 (厚さ 50 mm以上)、アスファルト又はコンクリート舗装等とする。
- 舗装は防塵舗装以上とする。

(4) 縦断勾配が12%以下であり、かつ階段状でないこと。(第1項第4号)

- 特定行政庁が避難及び通行上、支障がないと認める場合は現地の状況により判断するものとする。

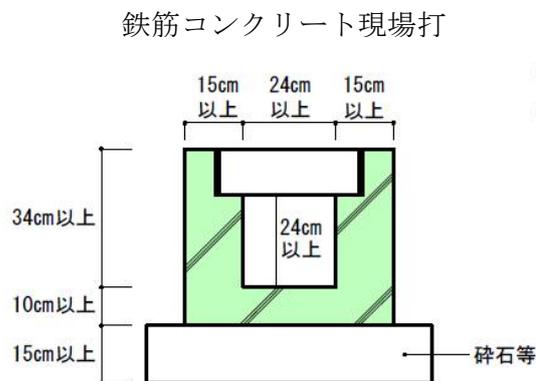
(5) 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。(第1項第5号)

- 側溝は原則として道の両側に設置すること。

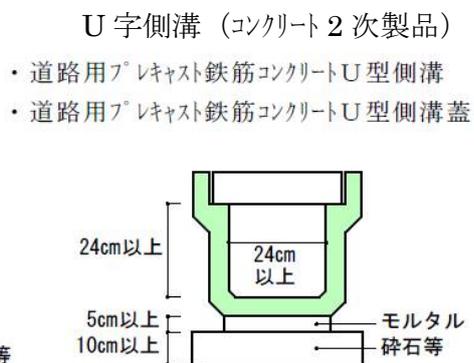
ただし、次の条件を満たし、排水上支障がないと特定行政庁が認めた場合は、片側でも認める。

- ① 位置指定道路の片側及び突き当たりに限り、宅地があること。
- ② 道及びこれに接する宅地内の雨水を対象とした流量計算書を添付すること。
- ③ 道路の排水計画がなされていること。

- 側溝の規格は次を基準とすること。



【図 28】

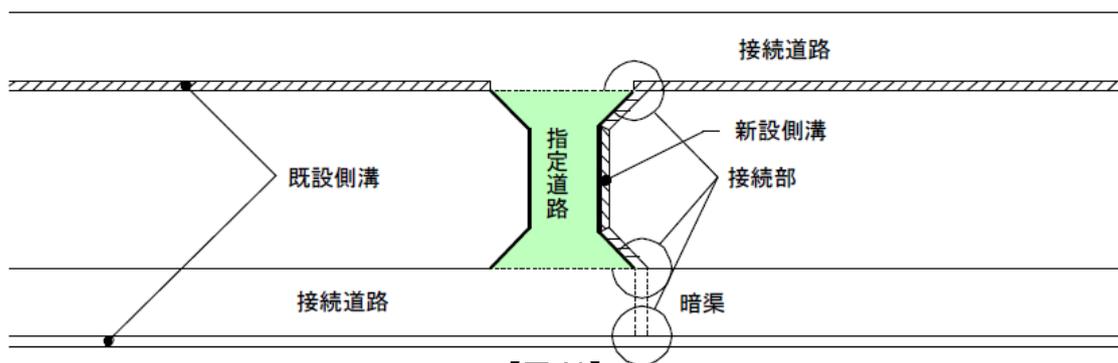


【図 29】

落とし蓋を設置すること。

ただし、通行の安全上支障がないと特定行政庁が認めた場合はこの限りでない。

- 流末処理は附近に接続可能な側溝があること。



【図 30】

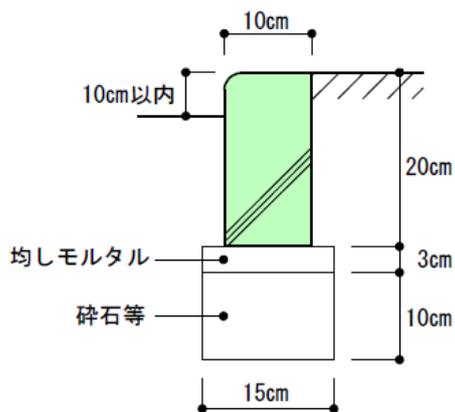
上図の暗渠部分については復旧を十分に行い、事後の車両等の通行に支障のないようにすること。

なお、これらの接続に当たっては道路法第 24 条（道路管理者以外の者が行う工事）、同法第 32 条（道路の占用許可）による道路管理者の承認、許可を受けること。

用水路に排水する場合は、管理者の承諾書を申請書に添付すること。

(6) 道及びこれに接する敷地の境界を明確にするため、境界に沿って縁石等を設置すること。ただし、側溝、擁壁、ブロック塀等で境界が明確な場合は縁石等を設置する必要はない。

- 構造は、既製品縁石等又はコンクリート現場打ちとする。
- 寸法は次を標準とする。



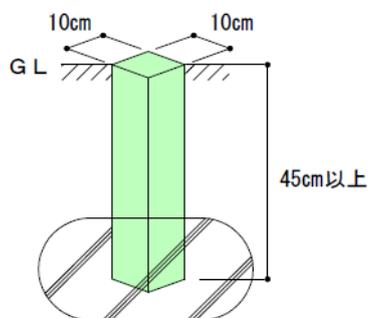
既製品縁石の継目はモルタルで充填すること

路面の突出高さについては、通行上支障がないものとする

【図 31】

(7) 道の起点、交点、屈曲点、すみ切り部分及び終点には、耐久性のある標示杭等を設置すること。

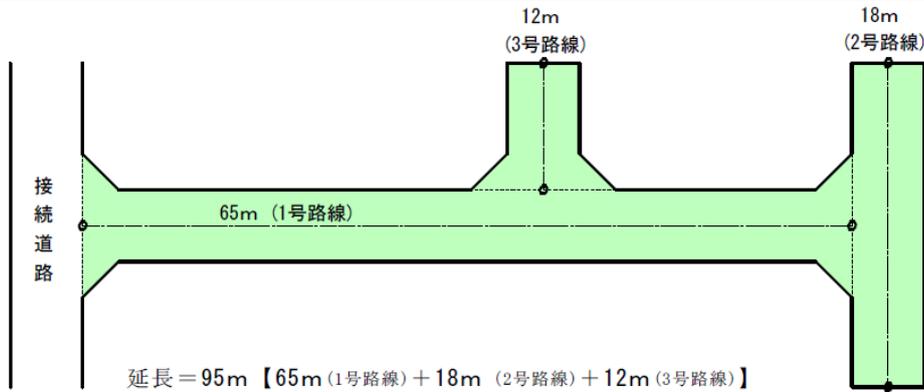
- 起点及び終点には、コンクリート製等耐久性のある標示杭を設置すること。
- 交点、屈曲点及びすみ切り部分には、金属製の標示ピン等を設置すること。
- 公道その他公有地との境界に杭を設置する場合は、公有地管理者の立会いを求めて境界を明確にすること。



地下埋設部分は、左図のようにコンクリートで根巻を行い、抜けないようにすること。

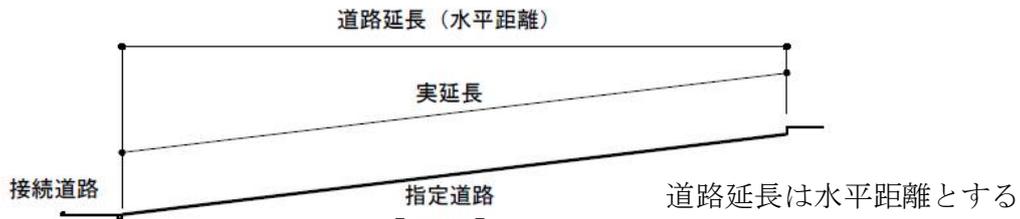
【図 32】

(8) 道路の延長は、道路中心線の長さの合計とすること。



【図 33】

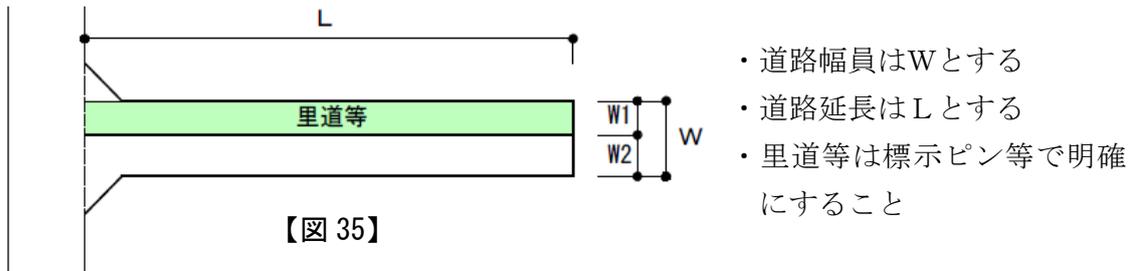
■ 指定道路に勾配がある場合



【図 34】

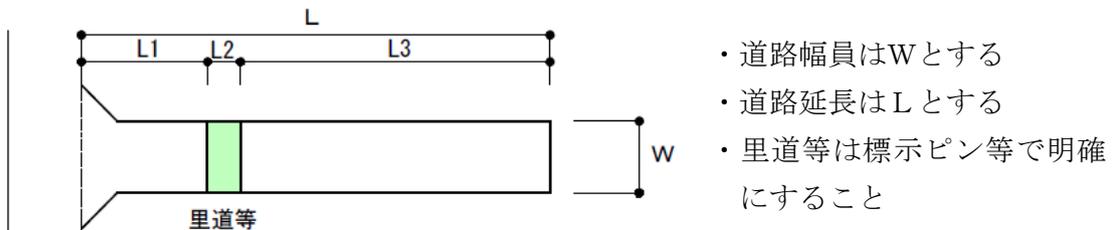
■ 里道等を含む場合

① 縦断する場合



【図 35】

② 横断する場合



【図 36】

(9) 指定道路は、通行の安全を確保するため必要な措置を講じること。

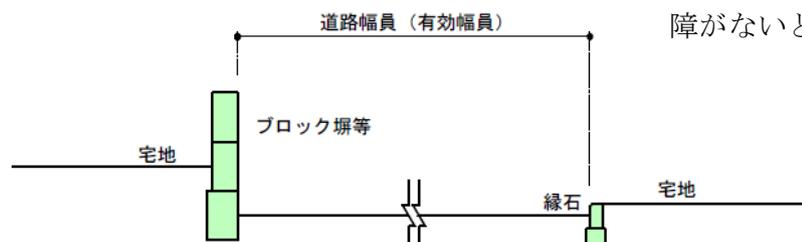
- 道の側面が崖上の場合、ガードレールGr-C-2B又はGp-C-2B同等品以上を設置すること。また、崖下の場合、危険ヶ所ののり面保護（石張り、芝張り、モルタル吹付等）を行うこと。
- 指定道路の接合部分は、交通安全上問題のある場所（交差点の中、横断歩道付近、バス停付近、見通しが悪い箇所等）としないこと。ただし、特定行政庁が通行の安全上支障がないと認めた場合は、現地の状況により判断する。

(10) 指定道路は、幅員（有効幅員）4m以上とすること。



【図 37】

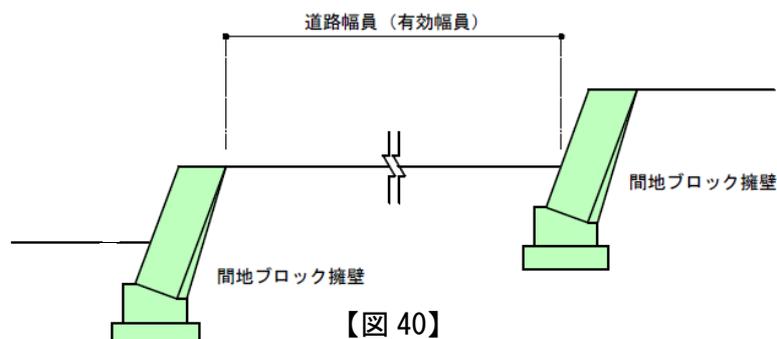
特定行政庁が通行の安全上支障がないと認めた場合



【図 38】



【図 39】



【図 40】

4. 申請書類

(1) 事前協議

順番	図書の種類	記載事項	備考	部数
1	道路位置指定 事前協議書	—	要領第3条【要領様式第1】 ① 申請者は、道路を築造しようとする者 ② 関係土地地名地番は、位置指定を受けようとする土地及び接する土地を地番順に全て記入 ③ 無地番を含む場合は、「～地番先」と記入 ④ 道路の幅員が一定でない場合は、最小幅員から最大幅員を記入 ⑤ 道路の長さは、位置指定を受けようとする道路の起点から終点までの中心線で測った水平距離を記入	1
2	付近見取図	1 方位 2 道路の位置 3 目標となる地物 (学校、店舗等)	要領第3条 ① 位置指定を受けようとする道路の部分を赤色で明示 ② 縮尺は1/2500程度	1
3	道路計画図	1 方位 2 土地の境界、地番、地目 3 指定を受ける道路の位置、形状、勾配、道路延長(水平距離)、実延長、幅員、計画高 4 計画区域内の宅地割、宅地の地盤高、擁壁の位置、構造 5 計画区域内外の側溝及び下水管の位置、寸法、排水流末処理の方法 6 接続する道路の種別、幅員 7 がけ規制を受ける位置 8 標示杭、標示ピンの位置、各延長 9 指定を受けようとする道路に隣接する既存建築物の位置	要領第3条 ① 位置指定を受けようとする道路の部分を赤色で、関係土地を含んだ開発区域を緑色と黄色で、側溝の位置を青色で明示 ② 関係土地に高さ2mを超えるがけがある場合は、がけの影響線(2倍ライン)を図示 ③ 縮尺は1/300以上	1

(2) 本申請（下記の順番に並べて、正本及び副本を提出）

順番	図書の種類	記載事項	備考	部数
1	道路位置 指定申請書	—	細則第10条【細則様式第7】 ① 申請者は、道路を築造しようとする者 ② 代理人は、原則有資格者（建築士、行政書士） ③ 関係土地地名地番は、位置指定を受けようとする土地及び接する土地を地番順に全て記入 ④ 無地番を含む場合は、「～地番先」と記入 ⑤ 道路の幅員が一定でない場合は、最小幅員から最大幅員を記入 ⑥ 道路の長さは、位置指定を受けようとする道路の起点から終点までの中心線で測った水平距離を記入	2
2	委任状	—	要領第4条 ① 申請を建築士、行政書士に委任した場合	2
3	承諾書	1 道路部分となる土地の所有権及び権利を有する者の承諾 (位置指定があると、それが解除されるまでは、その土地は道路以外の使用が禁じられ、道路部分の土地所有者等は大きな影響を受けることから、予めその承諾を得るもの)	細則第10条【細則様式第8】 ① 承諾書を必要とする利害関係人は、位置指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及び権利者 ② 所有者が複数いる場合は、持分を記入	2
4	誓約書	1 道路部分及び道路に接する関係土地の所有権及び権利を有する者の誓約 (位置指定後の適正な維持管理や建築物等を道路へ突出しないことを誓約するもの)	細則第10条【細則様式第9】	2

順番	図書の種類	記載事項	備考	部数	
5	付近見取図	1 方位 2 道路の位置 3 目標となる地物 (学校、店舗等)	法施行規則第9条 ① 位置指定を受けようとする道路の部分を赤色で明示 ② 縮尺は1/2500程度	2	
6	地籍図	道路計画図	1 方位 2 土地の境界、地番、地目 3 指定を受ける道路の位置、形状、勾配、道路延長(水平距離)、実延長、幅員、計画高 4 道路仕上 5 土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名 6 計画区域内の宅地割、宅地の地盤高、擁壁の位置、構造 7 計画区域内外の側溝及び下水管の位置、寸法、排水流末処理の方法 8 がけ規制を受ける位置 9 標示杭、標示ピンの位置、各延長 10 指定を受けようとする道路に隣接する既存建築物の位置 11 図面作成者名、資格、作成日	法施行規則第9条 ① 位置指定を受けようとする道路の部分を赤色で、関係土地を含んだ開発区域を緑色と黄色で、側溝の位置を青色で明示 ② 関係土地に高さ2mを超えるがけがある場合は、がけの影響線(2倍ライン)を図示 ③ 道路の部分の地名、地番、所有者、権利者の氏名を記入し、それぞれ印鑑登録済の印鑑で押印 ④ 関係土地に含まない土地が指定を受ける土地に接している場合は、「新たに宅地として利用する場合は、土地利用調整課と協議する」と明記 ⑤ 縮尺は1/300以上	2
		縦断面図	1 切土及び盛土の高さ 2 縦断面図 3 道路延長(水平距離)、実延長 4 図面作成者名、資格、作成日	法施行規則第9条 ① 勾配がわかるよう、百分比で記入 ② 縮尺は1/200以上	2
		構造図	1 横断面図(舗装構成・勾配) 2 標示杭図 3 排水施設図(側溝、排水枡) 4 境界縁石等図 5 付帯施設図(ガードレール等) 6 流末処理図(流量計算) 7 図面作成者名、資格、作成日	法施行規則第9条 ① 「5 付帯施設図」、「6 流末処理図」は必要な場合に提出 ② 縮尺は1/50以上	2

順番	図書の種類	記載事項	備考	部数
7	既存私道の接続承諾書	1 所有者の同意 2 「関係土地を他人に譲渡、借地等した場合においても、接続同意した旨を申し継ぐ」旨の文言を明記	要領第4条 ① 位置指定を受けようとする道路を「既存私道」に接続する場合に提出 ② 同意書の様式は任意	2
8	既存私設排水施設の接続承諾書	1 所有者の同意 2 「関係土地を他人に譲渡、借地等した場合においても、接続同意した旨を申し継ぐ」旨の文言を明記	要領第4条 ① 位置指定を受けようとする道路の排水施設を「既存私設排水施設」に接続する場合に提出 ② 同意書の様式は任意	2
9	現況写真	1 撮影年月日 2 撮影番号 3 撮影方向位置図 (写真撮影方向、番号)	要領第4条 ① 延長、幅員等がわかるように撮影(すみ切り、幅員はスタッフ等をあてて撮影)	2
10	地図等の写し	1 法務局備え付けの地図等(不動産登記法第14条地図又は同法の地図に準ずる図面)の写し	要領第4条 ① 転写した法務局名、転写した年月日及び転写した者の氏名を記載し、押印したもの ② 位置指定を受けようとする道路部分を赤色で、関係土地を含んだ開発区域を緑色で明示 ③ 申請日から3ヶ月以内のもの	2
11	地積測量図	1 道路となる土地及び接する土地を求積	要領第4条 ① 申請日から3ヶ月以内のもの	2
12	印鑑登録証明書	1 上記3、7、8で押印した者の印鑑登録証明書	細則第10条、要領第4条 ① 申請日から3ヶ月以内のもの	1

順番	図書の種類	記載事項	備考	部数
14	土地の登記事項証明書	1 道路となる土地の土地登記事項証明書	細則第10条 ① 位置指定を受けようとする道路部分は、それ以外の部分と分筆し、地目は、『公衆用道路』とすること。ただし、形態上やむを得ない場合等は、「雑種地」とすることができる ② 全部事項証明書とすること ③ 申請日から3ヶ月以内のもの	1
15	境界確定調書等の写し	1 公道接続（国道、県道、市道、農道等）については、道路管理者との協議内容書又は境界確定調書の写しを添付 2 流末処理を公道側溝に接続する場合は、道路管理者の承認書、許可書の写しを添付 3 流末処理を河川、水路等に接続する場合は、管理者の承諾書の写しを添付 4 宅地造成許可が必要な場合は、検査済書の写しを添付	要領第4条 ① 位置指定を受けようとする道路を「公道」、「公有水路等」に接続する場合に提出 ② 宅地造成許可が必要な場合に提出	2

【注意事項】

- ・申請書は左とじ。
- ・上記1～8までの書類等のつなぎ合わせ目（貼り合わせのつなぎ部分等）には、関係権利者全員及び代理人の割り印を押印。
- ・上記10、11の証明書の1部は、写しで可。
- ・上記7、8、15は必要に応じて提出。